

幕藩制国家確立期における「仕置」標準の展望

——『土芥寇讎記』の研究視角について——

はじめに

歴史学、殊に近世史研究では、現在、史料論が盛んである。この史料論にはいくつかの動向があるが⁽¹⁾、『土芥寇讎記』研究に関連させて、ここでは、二つの動向に注目したい。まず一つは、従来、文書史料に重点をおいてきた研究方法に対し、非文書史料、例えば書物を史料として扱うものである。もう一つは、例えば、「慶安御触書」研究に代表される⁽²⁾、徹底した史料批判の動向である⁽³⁾。

まず、書物研究についてであるが、この研究動向の新しさの一つは、従来の思想家のテキスト分析中心であった思想史に対して、書物の広がり・流通や読書といった、書物の受け手に注目する点にある。ある思想家のなかのなかに、新しい思想が芽生える。それは確かにひとつの「事件」ではある。しかし、それが個人の内部に留まるかぎり孤立した「点」の内側での出来事に過ぎず、社会を変容する歴史的な力とはなりえない。書物研究は、書物を歴史の研究対象とすることで、史料の地平を飛躍的に広げた。

また、例えば、藩主を顕彰する指向性が多分にふくまれている「明

君録」などの史料は、従来、「物語」とされ、史実を反映していないとして敬遠・放擲されてきたが、史料批判により、いつ、誰によって、どのような意図で作成されたのか、いわば史料のウラを取ることで、歴史研究の俎上にあげることができるようになった。⁽⁴⁾

さて、『土芥寇讎記』であるが、この書物を、いま述べた研究動向からみるとどうなるだろうか。『土芥寇讎記』は、謎に満ちた満ちた書物である。誰が、何の目的で編纂したのか、また、どのように読まれたか、活用されたか……等々、その成り立ちや受容の実態は未だほとんど明らかにされない。加えて、『土芥寇讎記』は広がりを持たない書物である。現在まで、東京大学史料編纂所と旧浅野文庫に、それぞれワンセットずつの存在が確認されているのみであり、いわば、二つの「点」に過ぎない。

筆者は、一昨年の『土芥』共同研究に参加しているが、率直なところ、史料批判に困難を極め、かつ、「点」に留まり広がりを持たない書物を研究することに、いったい、どれほどの意義があるのだろうか、と疑問を生じていた。

ところが、今回の『土芥寇讎記』の共同研究の半ばにおいて、今後、調査・検討する必要のある史料が多数発見された。これらの史料は、『土芥寇讎記』が、単に「点」として孤立したものではなく、これら一群の書物の成立史という流れに「線」のなかで捉え直すことを迫るものである。また、その書物は、全国の大名家への広がりを見せ、幕藩制国家をいわば「面」として覆うように見える。この史料の存在は、これまでの『土芥』への研究視角を根底から改める必要を迫るものである。

筆者が今回こころみた作業は、『土芥』における忍藩主・阿部忠秋の評価の分析から、『土芥』の作者像を想定するということであった。しかし、今後、『土芥』は「点」ではなく、「線」あるいは「面」のなかで改めて捉え直す必要がある。したがって、以下の拙論は、新しい史料が発見され、今後、解明すべき謎が膨大に残しているなかでの、試行錯誤の中間作業報告にすぎない点をあらかじめお断りし

ておく。

1 組織的編纂物という前提

総じて、一昨年の共同研究は、『土芥』という「点」を深く掘っていく作業が中心であったといえるだろう。使用したテキスト史料は、東大史料編纂所蔵本を底本とした、活字版『土芥』（金井圓校注・一九七七）であった。

もとより、「点」といつても、『土芥』の底本は全四三冊、將軍家および二四三の大名とその家臣団（家老）に関して、さまざまな角度から考察し、謳歌評説を付した大部の編纂書である。活字本でさえも七〇〇頁を越える厚みを持つ書物であり、共同作業で追求すべき点は膨大であった。

前回の研究報告書（『土芥寇讎記』の基礎的研究）二〇〇四年）において、特に、この長大な編纂物という形態に注目して、作者の推定を行った論者は、木村勲である。木村は、『土芥』のような情報を集めた、全「藩国」の「総合記録集成」の編集には、「ある人員規模のシステム化した組織が存在しなければならぬ」とし、それが徳川光圀をリーダーとする水戸藩彰考館であり、『土芥』は彰考館による『大日本史』編集作業の副産物であった」と結論している。⁵⁵ 『土芥』の記述が、同時代性（全国横断性）と各藩に立ち入った情報量の上に成り立つものだけに、その作者像として、個人ではなく、ある組織を想定するのは不思議ではない。その点では、筆者も同意する。しかし、木村説は、史料的な根拠を欠いている点で、推測に留まっているといわざるを得ないし、また、その推測についても、『土芥』を編纂し得た「ただ一つ」の組織として、彰考館に限定する点で疑問が残る。

周知のように、当時の組織的な編纂所は彰考館だけではない。江戸小石川の彰考館で修史事業が本格化するの、寛文十二年である

が、それよりも前に、例えば、正編四〇巻、続編二三〇巻の膨大な編纂物が編まれていた。寛文一〇（一六七〇）年に成った林羅山・鷺峰父子による『本朝通鑑』がそれである。その後も、鷺峰・鳳岡の忍岡塾・国史館によって『国史実録』（正編一四巻、続編六四巻）など大部な編纂物が編まれる。

それだけではない。木村は、『大日本史』の「副産物」として、『土芥』が編まれたとしているが、一口に編纂物といっても、『大日本史』のような歴史書と各藩ごとに「仕置」や大名の行状などを書き上げたものではかなり性格が異なる。果たして、『土芥』は、『大日本史』の「副産物」として付随的にできあがるものなのか。

参考までにいえば、羅山・鷺峰は『寛永諸家系図伝』仮名本・真名本一八六冊を編纂している。これは、武家の系譜を清和源氏、藤原氏、平氏、諸氏の四類に分類したもので、寛永一八（一六四一）年二月、將軍の上意を受け、譜代大名・太田資宗が總裁となり、羅山・鷺峰が実務を指揮したもので、寛永二〇（一六四三）年九月に献上している。『土芥』にも、各大名の簡単な系譜が触れられているし、また、各大名のデータ収集という点では、『大日本史』より『寛永諸家系図伝』の編纂体制の方が、より『土芥』に向いているように思われるが、いずれにせよ、『土芥』がどのように編纂されたのか、実態の解明をする必要がある。

2 林家と先代・先々代の評価

鷺峰は、寛文四（一六六四）年、酒井忠清の『本朝通鑑』に関する諮問に、「延喜以後無三正史」。編修不易。然 官命。則綴隻字片言以可成章乎」（『国史館日録』）と答えている。林家には、編纂書のための全国の武家のデータや「天下」の書物が集積していた。もし、『土芥』の成立に組織的な編纂体制を前提とするならば、彰考館のみならず、当然、林家もその「作者」として視野にいれるべきであろう。そこで、『土芥』と林家との接点について考えてみたい。

筆者は、すでに前回の研究報告書で、『土芥』に現れる儒学観・兵学観と、林家、特に羅山の儒学観・兵学観の親和性を指摘した。⁽⁶⁾ まず、儒学観についていえば、『土芥』には、しばしば「心学」という言葉が登場する。「心学」といえば、陽明学が想起されやすいが、朱子学も広義の「心学」の一つである。⁽⁷⁾ 羅山には、『三徳抄』という著作があるが、そこでは、「一理ヲ以テ万事ヲツラヌキ、一心ヲ以テ諸事ニ通ズル也」という「理」||「心」一元論を展開している。次に兵学観についていうと、『土芥』では、「主将」(大名)一人が、「心」によって士卒を統轄するのが兵術の要諦であるとするが、羅山の『三略諺解』でも、「大将」一人の「一心」によって「国」を安んずる「心モチノ兵法」が説かれている。このような点から、林家との関係を検証した。

ただし、『土芥』の成立年は、元禄三(一六九〇)年前後と推定される。これに対し、羅山は明暦三(一六五七)年に没している。また、息子の鷲峰も、延宝八(一六八〇)年に没しており、羅山・鷲峰ともに没年とのズレがある。元禄期の林家の当主は鳳岡である。したがって、作者を探るならば、鳳岡と『土芥』の比較を行うべきであろう。だが、今回は、その前提として、鷲峰との接点を探ってみた。それは以下の理由による。

金井圓が立てた項目に従えば、『土芥』の記述は、各大名の「姓名官位」から始まり、「室・子女」「本国生国」「官歴」「家伝」「居城」「知行高」「家老名」「大名の行跡」など一八の点について論じられたもので、その最後の項目が「謳歌評説」となっている。

この「大名の行跡」と「謳歌評説」の項目では、元禄三年当時の大名家の当主について論じるのに、しばしば、「父」や「祖父」、すなわち、彼らの先代や初代・藩祖との比較が頻見できる。これは、大名の「御家」が次世代へ存続されるべきものとして観念され始めた傾向を示すものと考えられるが、この先代の大名たちは、羅山・鷲峰と同時代の大名である。例えば、鷲峰の『国史館日録』で頻出するのは、酒井忠清、稲葉正則、阿部忠秋、太田資宗、永井尚庸、

堀田正俊らである。彼らは、幕府の中核にいた人物でもあるが、鷲峰は彼らと公式の場で交流しているだけでなく、例えば、朝飯を食べに訪れたり、書物の貸借、漢籍の訳注などの依頼をうけ、盛んに交流している様子がわかる。

そこで、今回の共同作業における、筆者の第一回報告(『土芥寇讎記』と国史館―組織か、個人か)五月二三日)では、もし、『土芥』の編纂が林家によって成されたとするならば、鷲峰と諸大名家との交流が、鷲峰の死後、鳳岡にも影響を与え、それが『土芥』の先代・先々代の大名の記述として現れているのではないかという仮説を立てた。鷲峰と交流の深かった大名たちの評価に、一定の傾向があれば、林家編纂説の一つの傍証の切り口となり得るのではないかと考えたのである。

3 『土芥』に現れる先代の実例

鷲峰と交流の深かった先代の大名が『土芥』の「大名の行跡」と「謳歌評説」にどのようなように現れるのか、いくつかの例をみてみよう。

37 酒井忠明

大名の行跡「親父忠清ハ、才智發明ナリシカドモ、少々欲深く、最眞ノ気味有テ、執職ニ奢甚故ニ、世俗稱ニ下馬將軍一トカヤ」

謳歌評説「親父忠清ハ、才智發明ナリシカドモ、小栗美作ガ過分賄賂ヲ受テ、非儀ノ載許セラレシト、世上之誹ヲ合ヘリ……女色ヲ好、公家ノ娘余多呼ビ下シ」

ここでの先代の大名は、大老・忠清である。「寺社奉行」を勤める忠明の評価が良好なのに対して、右のように忠清の評価は極めて低い。

48 稲葉正通

大名の行跡「此ノ正則ハ、天下ノ執権タリシカドモ、佞奸私欲ノ氣

味アリ。殊ニ女色ヲ好ム。……小田原ノ百姓ニ、カギ役・窓役ナド云ヒテ世上ニナキ課役ヲ当テ……」

謳歌評説「父正則、倭奸・私欲アリト云トモ、天下ノ政道ニ於テハ、聊私有ベカラズ」

先代大名は正則である。正通の評価が「サノミ難ナシ」無難なのに対して、正則の評価は極めて低い。

50 阿部正武

大名の行跡「祖父忠秋ヨリ、父正能、今正武ニ至テ、三代続キ、天下ノ執権職トナル事、徳勝レズンバ不レ可レ叶」

謳歌評説「忠秋ハ日本三代執権」

正武の先代は正能で、忠秋は先々代である。三代続いて評価が高いが、特に、忠秋は『土芥』を通じて、最上の見習うべき大名として何度も描かれている。

112 太田資直の先代は資次で、鷲峰と交流の深かったのは、先々代の資宗であるが、資宗に対する記述はない。また、122 永井尚富の先代は、尚庸で鷲峰と交流があったが、これも記載がない。

146 堀田正伸

本文「父正俊ハ、倭人ニテ、上部ハ聖人ノ如ク見ヘテ、心底倭ケタル処アリ」、稲葉石見守に殺害されたのも身から出た錆び、「大悪人トは知タリ」

謳歌評説「父正俊ノ倭人ニシテ、悪人多リシ事ハ、世以知ル処也。況ヤ、滅亡ノ人ヲ評シテ、益ナキ故ニ、不レ論」。

正伸の先代は正俊だが、『土芥寇讎記』中、最悪の評価を受けている一人である。

以上のように、林家に鷲峰と交流の深かった先代の大名たちの評価は低く、鷲峰と『土芥』との接点は、このアプローチからは探る

ことができなかつた。

しかし、この作業を通じて、阿部忠秋の評価が突出して高いのに対し、堀田正俊、酒井忠清というともに大老を勤めた人物が酷評されていることがわかつた。これはいったい何を意味するのだろうか。

筆者は、第二回目の報告（六月二十六日）に備え、この点を追求する所存でいたところ、『土芥』の周辺史料として、「大名評判記」ともいうべき、大量の書物が存在することがわかつた。

4 前提の再検討・組織か、個人か

彰考館や林家などの、『土芥』編纂に組織的なシステムを必要とするという考え方は、実は、『土芥』に収録されている膨大な情報を、すべてゼロから集めたものである、という前提に立っている。

この前提は果たして正しいのかということを変更して考えさせられたのは、第一班の小関悠一郎報告である。小関は、『土芥』と『諫懲後正』の記述の一致箇所が多くみいだされることから、『諫懲後正』の編者が『土芥寇讎記』を参照していたことは確実である」と小括している（五月一六日報告レジュメ）。つまり、『土芥』を起点として考えている点で、組織的システム説と共通している。

ところが、元禄三年の『土芥』よりも以前、延宝三年に『諫懲記』という書物が存在することは、すでに金井圓が指摘していた。そして、金井の指摘のように、『諫懲記』の「姓名官位」から始まり「大名の行跡」で終わる文章構成・項目立ては『土芥』とほぼ対応関係にあり、時間的に先行する『諫懲記』を『土芥』が踏襲しているようにみえる。

また、東大史料編纂所所蔵の元禄一四年の『諫懲後正』は外題であり、内題は『諫懲記後正』となっている。「後正」とは、「後二正ス」という、いわば改訂版の意味だと思われるが、もし、『諫懲後正』が『土芥』をベースにして成った書物であるならば、なぜ『土芥寇讎記後正』と銘打たないのか疑問に思われてきた。『諫懲記後正』と

いう書名からみれば、『土芥』ではなく、『諫懲記』をベースにしていたと考える方が自然であろう。

今回の共同研究では、『土芥』に加え、『諫懲後正』、『武家勸懲記』、『武家諫懲記』の原史料の複写版をテキストにすることができた。そこで、いま述べた踏襲関係をさらに、具体的に見てみよう。『土芥』の30上杉綱憲の「謳歌評説」には、「先君綱勝存生之時、家臣大二緩怠成事アリ、如何トナレバ、綱勝七歳ニシテ卒去ス。常々病氣ニ倦テ、一日モ快然之躰ナシト聞。……」とある。『諫懲後正』の「愚評」にも「先年綱勝存生ノ時、家臣大二緩怠成事アリ、其ヲ如何ト云ニ、綱勝二十七歳ニシテ卒去也。常々病氣ニ倦テ、一日モ快然之躰ナシト聞ヘシニ、……」とある。小関報告では、このように両者の語句がほぼ一致していることから、『諫懲後正』の編者が『土芥』を参照していたと断定したわけであるが、『諫懲記』の表題と同じ音で、成立年も同じ『武家勸懲記』（内閣文庫所蔵本）をみてみると、「綱勝存生ノ時、家臣大二緩怠ナル事アリ、如何ト云ニ、従勝二十七歳ノ時卒去也。常々病氣ニ倦テ、一日快然ノ躰ナシト聞エシニ、……」とある。一目してわかるように、『諫懲後正』の語句は、『土芥』よりも、『武家勸懲記』の方が一程度が高いのである。

また、『武家勸懲記』と『諫懲記』の関係について、盛岡市中央公民館には盛岡南部家の旧蔵書『武家諫懲記後正』が所蔵されており、若尾政希の調査報告では、その「序」では、この書物が、寛文・延宝年間に流布した『武家勸懲記』を宝永・正保年間に補正し『武家諫懲記』と名付け、さらにそれを享保以降、加筆訂正したものを、『武家諫懲記後正』としたとあるという。つまり、『武家勸懲記』↓『武家諫懲記』↓『武家諫懲記後正』という流れになり、『諫懲後正』のベースは、題名の通り、『土芥』ではなく、『武家勸懲記』、あるいは、『武家諫懲記』の可能性が高い。

そして、なによりも問題なのは、『土芥』と『武家勸懲記』の一致点が、数多くみられることである。このことから、『土芥』も時間的に先行して成立した『武家勸懲記』を参照していた可能性が高い。

そして、このことは、『土芥』の作者像の前提について、大きな意味をもってくる。もし、『土芥』が『武家勸懲記』に基づいているとすれば、必ずしも、その編纂には大がかりな組織を必要としないということである。

『土芥』の「謳歌評説」では、「本文ノ如クナラバ」という句が頻出する。この「本文」とは、主に前の項目の「大名の行跡」の部分を指している。例えば、「謳歌評説」には、「但シ本文ノ如ニ臆履有ルヤ否ヤ不知」という表現があるが、もし、『土芥』の作者が一人であれば、自分で記述した内容の真偽を自分で疑っているような奇妙な文章となる。この点、前回の共同研究では、『土芥』の著者は複数で、「本文」と「謳歌評説」の論者が異なるのではないか、という指摘がなされていた。

その可能性はあるが、もう一つ考えられるのは、『武家勸懲記』の内容、あるいは、この書物を編纂した際に蓄積した情報をベースにして、「謳歌評説」の部分を加えたのではないかということである。『土芥』のオリジナリティは、特に、「謳歌評説」の部分にあるが、『土芥』が編纂者が既存のデータや既存の書物を活用している立場にあれば、それを前提に「謳歌評説」に専念すればよいのであって、『土芥』編集に殊更に大がかりな編纂組織システムは必要ない。

このように、『土芥』を挟むようにして、その前後に、『武家諫懲記』『武家勸懲記』『武家諫懲記』『諫懲後正』といった一群の書物が存在することが判明した。この視点から、今後の『土芥』研究はあらためて行う必要がある。

5 『土芥』における阿部忠秋像をめぐって

さて、『土芥』における評価の問題にもどりたい。すでに述べたように、酒井忠清・堀田正俊の酷評と阿部忠秋の絶賛となっていて、まず、忠清は、『土芥』成立時の將軍・綱吉が、家綱から將軍家を継ぐ際に異を唱えたとされ（現在の研究では、有栖川宮將軍擁立説は

否定されているが)、また、越後騒動の裁判においても綱吉と異見が
あわず、綱吉が將軍となつてから大老を免職されている。また、正
俊の酷評については、すでに杉岳志が指摘しているように⁽⁸⁾、綱吉
と晩年の正俊との齟齬が考えられる。このように、忠清と正俊の低
評価は、將軍・綱吉との関連から説明がなされている。では、忠秋
の評価が抜きんでて高いのはなぜだろうか。忠秋の経歴を簡単にみ
てみよう。

忠秋は、松平信綱、堀田正盛、三浦正次、太田資宗、阿部重次ら
とともに、三代將軍・家光の出頭人「六人衆」のひとりであった。
彼らは、二代將軍・秀忠の旧年寄層の酒井忠世・土井利勝・酒井忠
勝らの老中グループとの対抗関係にあった。その後、酒井忠世は、
家光上洛中の江戸城西の丸炎上の責任をとり老中を辞職するが、そ
の一方、土井利勝・酒井忠勝は大老に進み、「六人衆」のうち、松平
信綱・阿部忠秋・阿部重次の三人が老中となり、家光政権は安定期
に入る。

以後、忠秋は幕府の中樞に譜代の重鎮として、位置することにな
る。慶安三(一六五〇)年には、將軍世子・家綱の侍従となり、家
光死去後、保科正之・松平信綱らと四代將軍・家綱の後見として活
躍する。だが、こうしたなかで、酒井忠世の孫・忠清ら新しい門閥
譜代層が台頭し、信綱・忠秋ら「寛永の遺老」と新しい対立を生む。
家光が死去した際、「寛永の遺老」のうち、阿部重次・堀田正盛は殉
死し、やがて、松平信綱、酒井忠勝らも死去。「寛永の遺老」は忠秋
一人となり、権勢を握る酒井忠清を激しく批判する。しかし、忠秋
は老衰を理由に、寛文六(一六六六)年に老中を免職され、忠清は
大老となり、「下馬將軍」として幕府の実権を握ることとなる。忠秋は
家督を正能に譲り、延宝三(一六七三)年に死去する。⁽⁹⁾

さて、右の忠秋の変遷をふまえて、『土芥』に戻ると、次のような
興味深い記述に突き当たる。さきほど掲げた、37酒井忠明の引用文
には、以下に示す傍線部がつづいている。「親父忠清ハ、才智發明ナ
リシカドモ、少々欲深ク、鼻貞ノ気味有テ、執職ニ奢甚故ニ、世俗

称二下馬將軍一トカヤ。阿部前ノ豊後守忠秋、強ク異諫シ、其ノ侈
ヲ停止セシト沙汰アリ、つまり、下馬將軍・忠清の奢侈を、忠秋が
強く諫めたというのである。このことから、『土芥』の作者が、酒井
忠清と阿部忠秋との対立関係を明確に認識しており、そのうえで、
忠清を酷評し、忠秋を絶賛していることがわかる。

忠秋は、若いころ「御大酒被成、御心易御客の節ハ、大島の伊達
成る御衣類、鮫さやの大御脇差、……風呂振舞時ハ御あかり場にて
御酒盛、小性衆迄裸にて御給仕いたし候」というように、⁽¹⁰⁾「かぶ
き者」の振る舞いがあつたことが指摘されている。⁽¹¹⁾『土芥』では、
酒宴による乱行、かぶき者ぶりや、婆娑羅^{はさらか}ぶりが戒められ、「悪」評
の基準のひとつになつているが、『土芥』ではそうしたことは全く問
題になつていない。『土芥』における忠秋の評価がどういうものか、
参考までに、50阿部正武の「謳歌評説」での評価を列挙しておく、

- 1 「文学ヲ好ミ、理ヲ極」
 - 2 「兵道ハ七書ノ理ヲ明メ、且信玄、鎌信両家之兵法ヲ伝授」
 - 3 「馬ハ中山助六、劍術ハ柳生但州ノ極秘ヲ極メ」
 - 4 「旧記・記録ヲ好ミ見テ、古今名将・悪将・愚将行跡ヲ吟味」
 - 5 「常傍ニ儒者二三輩ヲ差置」
 - 6 「士卒ヲ子ノ如ク憐愍シ、民間ヲ親族之如ク撫育ス」
 - 7 「賞ヲ速ニシテ罰ヲ緩ス」
 - 8 「百姓老衰スル上下ヲ勞リ、七十以上之者ニハ一生之扶持ヲ与フ」
- 「文学」|| 儒学、兵学、武術をたしなみ、『日本書紀』などの史書
「旧記」に明るく、「賞罰」の機微に長け、藩士に優しく、そして、
忍藩主として、「民間唯仏ノ再来歟ト喜ビシト聞フ」とその仕置のよ
さを特筆し、藩民の欣喜雀躍ぶりを伝えている。このように『土芥』
のなかの忠秋は、至高の「明君」として描かれているのである。
- では、他の「大名評判記」ともいふべき書物のなかでは、忠秋の
評価はどうかなのか。『武家諫忍記』の成立年はまだ明らかになつてい
ないが、巻七に「阿部豊後守安部忠秋」と、忠秋自身の項目がある。
その「愚評」には、「忠秋威軽人」と、他の老中に比べて、威厳がな

く「軽々」しい点が批判されている。忍藩主としての仕置については、「民ヲ憐テ不貪ハ大善將」と高い評価を受けており、この点は、『土芥』の評価と一致しているが、全体の評価は、「畢竟コノ将中ノ上ト世ニ唱フルハサモアラン歟」という程度で、『土芥』のように、特に高いわけではない。

次に、『武家勸懲記』での忠秋の評価はどうか。このときの阿部家の当主は、忠秋の子・正能で巻九に記載がある。それは、正能が「忠秋ノ善跡ヲツカル、ナレハ大方誹リ有ヘシ」⁽¹²⁾という程度であるが、「善跡」の内容には触れられていない。『諫懲後正』も『武家勸懲記』を踏襲し、ほぼ同様の評価となっている。

これらのことから、忠秋の評価が「大名評判記」ともいうべき書物のなかで、『土芥』だけが例外的に高いことがわかる。以下、この忠秋の線から、浮上してくる作者像を想定してみたい。

6 浪人衆召し抱えの「御家」と肝煎衆

『土芥』において、大名を評価するのに、「善將」「良將」「愚將」「悪將」「闇將」といった軍書にみられる用語で説明することや、『六韜』『三略』などの漢籍の軍書からの引用、また『義経軍歌』を引用し、源義経の「智仁勇」を称えていること（「徳川貞卿」の箇所）など、『土芥』の作者に軍学の素養があったことは、すでに指摘されている。

また、この時代に流布していた理想的な「明君」像・イメージといえは、楠木正成である。若尾政希が明らかにした、『太平記評判秘伝理尽鈔』における楠木正成像の特色とは、①兵法に長けた武將であると同時に、②当代の政道への厳しい批判者であり、また、③文書主義に基づく公平な賞罰訴訟のシステムの確立、公正な政治家、④時流に応じた柔軟な政策立案者、⑤家臣に慈悲深い主君、⑥そしてなによりも、農政に長けた「仁政」の実践者、などである。さきに挙げた『土芥』における忠秋像は、この正成像の特徴と重なる部

分が多い。では、忠秋の周辺における、軍学者の線を追っていくと、誰が浮かび上がってくるであろうか。

その一人は、山鹿素行である。素行の門人、あるいは、素行から軍学の指南をうけた者に、松平正綱・板倉重矩・久世広之・浅野長矩・松浦鎮信・津軽信政・曾根源吾左衛門ら、数多くの大名・旗本がいたことはよく知られている。また、素行は、赤穂藩浅野家に千石で仕官し、さらには幕府に仕官しようと運動を続けており、自ら幕藩権力の内部に食い込むことを志向していた。

浅野家の他にも、素行を招聘しようとした大名は、徳川頼宣・前田光高などがいるが、阿部忠秋も、その一人である。素行の『配所残筆』によれば、寛永十八（一六四一）年、忠秋は「尾幡勘兵衛・北条安房守」を通じて、素行を招致している。ただし、これは実現しなかった。

他に、忠秋とつながりがあった軍学者は誰か。さきに掲げた『土芥』の忠秋評価の一つに、「兵道ハ七書ノ理ヲ明メ、且信玄、鎌信両家之兵法ヲ伝授」とあるが、この「信玄、鎌信両家之兵法」を忠秋に指南したのは、右の「尾幡勘兵衛・北条安房守」、すなわち、甲州流兵学の祖・小幡景憲と北条流兵学の祖・北条氏長である。

ただし、小幡景憲は寛文三（一六六三）年、北条氏長は寛文十（一六七〇）年にそれぞれ没しており、『土芥』の成立年と推定される元禄三（一六九〇）年とはだいぶ開きがある。素行の没年も、貞享二（一六八五）年で、『土芥』の成立年にわずかにとどかない。また、素行に関しては、『土芥』において、「山家ト云者、大倭人、口才利発ノ手取者ナル故ニ、能ク信政ヲ誑カシ……」（99 津軽信政の箇所）とある。この「山家」は山鹿を意味するが、これは素行ではなく、素行の妹を娶った津軽藩家老・山鹿高恒（津軽将監のこと）を指している。ここで山鹿流兵学が「謀計」とされ、また、素行の関係者が「大倭人」と厳しく批判されていることは、『土芥』への素行の関与が薄いことを示すものであろう⁽¹³⁾。

次に、小幡景憲と北条氏長であるが、「肝煎」でもあった。近世前

期は、多くの大名が取りつぶしとなり、牢人が大量に出た時代でもあるが、この肝煎とは、それらの牢人や渡り侍を大名家に斡旋する存在である。この点で興味深いのは、第一班の野本禎司報告が指摘しているように、『土芥』において、大名家の家臣団に牢人や渡り侍からの召し抱えの有無、多寡が大名家の「風俗」の良し悪しの評価と関連していることである。

阿部家は、忠秋の代に、六〇〇〇石の旗本から八万石の大名にのし上がっており、自然、石高の増大にともない、家臣の数も一気に増加したのだが、そのなかに、牢人や渡り侍からの出仕者が数多く含まれていた。肝煎は、小幡景憲・北条氏長以外にも多数存在した。『土芥』の作者像として、大名家と牢人・渡り侍との接点にあった、「肝煎」衆も考えられる。

おわりに

以上、『土芥』のなかで抜きんでて評価の高い大名、忍藩主・阿部忠秋の線から、『土芥』の作者像を探ってみた。もとより、これは、『土芥』を取り巻く膨大な史料の全容が明らかにされつつある状況下において、極めておおざっぱな推定に過ぎない。

ともかく、今回の共同研究を通じて重要なことは、『土芥』を含め、『武家諫忍記』『武家勸懲記』『諫懲後正』など、これまでの研究史で取り上げられることが少なかった、「大名評判記」ともいえるべき、一群の書物の存在が明らかになったことである。今後、『土芥』の位置づけは、時間的にも、空間的にも、この「大名評判記」ともいえるべき書物群の全容の解明と並行して行われることになる。

例えば、時間軸に関していうと、『土芥』のなかで、筆者が、もともと注目していた表現は、大名を「主将」と置き換えながら、武將としての評価ではなく、「御家」の家臣団統制、領民への仕置の良し悪しを問う形式であった。これは、戦国時代の戦鬪集団から、統治者に変貌する過渡期の形式であると考え、こうした論法が用いられ

ることの多い、軍学の思想家・流派、あるいは典拠はなにか……といったことを追求してきた。

ところが、今回の共同研究で、『武家諫忍記』の存在が明らかになった。刈谷市立図書館所蔵本の目録には、首巻として、「序并国法一卷」「教法之書一卷」^{〔1〕}が挙げられている。

『武家諫忍記教法之巻』は、「人主嗜之条々」と題されている。以下、その条々を列挙すると以下の通りである。

- 1 「天下国家之主将タル人者文武弓馬之道ヲ専ニ学油断有間敷事」
- 2 「武道ハ文之末ニシテ、又一道也。故ニ前ニ云如ク文武ハ離レヌ所也」
- 3 「臣諸卒民百姓ヲ専可憐事」
- 4 「人主者猥ニ物ヲ好事不可有事」
- 5 「鶉鷹道遙ニ猥ニ不可長事」
- 6 「人主トシテハ賢人良臣ヲ用テ能諫メヲ可請事」
- 7 「主将トシテハ賞罰ヲ可正事」
- 8 「諸臣任競望猥ニ不可授官位事」
- 9 「天下之主将或ハ一国一郡之司タリトモ道ニアラサル新法ヲ不可立事」

つまり、大名を「人主」||「主将」とし、『土芥』と共通するポイントから、「良将」「愚将」を評価しており、『土芥』の作者がこの書物に影響を受けた可能性が考えられる。また、刈谷市立図書館所蔵本には、さらに、「臣下嗜之条々」として、以下のような条目が並ぶ。

- 1 「臣トシテハ忠ヲ専ニシテ君ニ仕国家安全ナラン事ヲ可諫事」
- 2 「君之寵愛人ヲ不可嘲事」
- 3 「孝ヲ以テ本トナスヘキ事」
- 4 「神仏ヲ疎略ニスヘカラサル事」
- 5 「朝早く起テ夕部ニモ可早寝事」

『土芥』も大名の評価だけではなく、家臣団の頂点にあたる家老の名を挙げ、家老と大名の関係から、家老の評価に踏み込んだ記述

が数多く言みられる。もちろん、こうした共通点とは、別に『土芥』のオリジナリティな視点も存在する。今後、両者にどのような影響関係があるかを詳しく分析する必要がある。

次に空間的な展開としては、『土芥』を含めた「大名評判記」ともいえる書物のほとんどが幕府、および、旧大名家の蔵書であり、現在まで、全国的に少なくとも五〇部以上の分布が確認されている。つまり、これまで『土芥』自体の広がりには「点」にとどまっていたが、なにゆえ、諸大名家は、「大名評判記」ともいえる書物を欲していたのだろうか。『土芥』も、この広範な書物の広がりの中で捉え直さなければならぬ。

これらの書物は、幕府と藩、將軍と大名、大名と家臣、「御家」と領民の關係に基づく領主思想を示している。また、その広がりには、幕藩制國家を「面」として覆うもので、幕藩制國家確立期における大名家のあり方、あるいは、「仕置」の標準を示しており、この書物によつて、この國家の政治的な枠組みが形成された可能性さえ垣間見せるものである。いずれにせよ、今後解明しなければならぬ謎は、膨大になったが、これらの書物の全貌が明らかになるとき、大名研究、領主思想研究は新たな段階に入るといつても過言ではないだろう。

【注】

- (1) 新しい史料論の諸動向については、さしあたり、鶴飼政志ほか編『歴史をよむ』（東大出版会、二〇〇四）を参照。
- (2) 「慶安御触書」研究については、山本英二『慶安御触書成立試論』（日本エディタースクール、一九九九）。また、同じく慶安期に出されたとされる「軍役令」についての、根岸茂夫「いわゆる『慶安軍役令』の一考察」（『近世武家社会の形成と構造』吉川弘文館、二〇〇〇）も史料批判による研究動向と位置づけられる。
- (3) 書物研究については、「特集・書物と読書からみえる日本近世」（『歴史評論』六〇五、二〇〇〇）、「特集・日本近世の書物・出版

と社会変容」（同六六四、二〇〇五）、「特集・日本における書物・出版と社会変容」（『一橋論叢』一三四・四、二〇〇五）を参照。

(4) 明君録への歴史研究の視点については、深谷克己「明君録」（前掲『歴史をよむ』所収）参照。

(5) 木村「『土芥寇讎記』と水戸光圀及び『大日本史』編集との接点」（『土芥寇讎記』の基礎的研究）二〇〇四。

(6) 拙稿「個別大名への視角と兵学との関連——長岡藩主・『東照宮御遺訓』・林家の兵学」（同書）。

(7) 吉田公平『日本における陽明学』（ペリかん社、一九九九）参照。

(8) 杉岳志「『土芥寇讎記』レポート——『土芥寇讎記』の作者は誰なのか」（前掲『土芥寇讎記』の基礎的研究）。

(9) 阿部忠秋については、根岸茂夫『近世武家社会の形成と構造』二八九〜二九六頁参照。

(10) 石岡道是『石道夜話』（『改定史籍集覧』二六所収）。なお、根岸同書参照。

(11) 根岸同書二八九頁。

(12) 「忠秋ノ善跡ヲツカル、ナレハ大方誹リ有ヘシ」は、「善跡ヲツカル、事ナケレバ」か、「誹リ有ラザルヘシ」でなければ意味が通じないと思うが、他本も同様であり、原文のママである。

(13) 謀略としての兵学を激しく批判したのは、林鷺峰と崎門学派の佐藤直方である（前田勉『近世日本の儒学と兵学』参照）。『土芥』においても、謀略としての兵学が批判されている点については、拙稿参照。ただし、この批判は、いわゆる「本文」Ⅱ「大名の行跡」の部分である。『土芥』では、信政の家老として、津軽将監と玄蕃の二人を挙げているが、「謳歌評説」では、まず第一の「悪人」は、信政自身である。そして、「次ニ家老玄蕃、将監トモニ悪人」であるが、「本文」と異なり将監の「悪人」ぶりには言及がなく、代わって、「就中玄蕃、奸曲邪智ノ小人」「玄蕃如キノ猛狗ヲ除ラレバ、家中静ナルベシ」と、もっぱら玄蕃が批判されている。また、津軽山鹿家

と並び称される平戸藩松浦家の山鹿家であるが、63松浦源任の箇所には、家老の名に素行の弟・山鹿平馬の名が挙げられておりながら、なんら批判を受けていない。また、山鹿流兵学への批判もない。

また、今回の共同研究において、『土芥』が『武家勸懲記』を参照にしている可能性が指摘されている。『武家勸懲記』は延宝三年であり、これは、素行の没年以前の成立であり、この編纂に、素行が関与した可能性はある。

(14) ただし、「序并国法一巻」は、本文には収録されていない。逆に、加賀市立図書館の大聖寺藩旧蔵本には、「序并国法」はあるが、「教法之書」が目録にも本文にもない。